

# 横芝光町児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、横芝光町児童クラブ運営業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者及び次点者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 横芝光町児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙 横芝光町児童クラブ運営業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 3 業務に要する費用（見積（提案）限度額）

上限額 209,220,000円（税込）

※ただし、第二種福祉事業のため人件費部分については税抜きとする。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 5 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告の日から契約締結まで次に掲げる資格要件の全てを満たしている者とする。

なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応募資格、契約候補者及び次点者としての権利を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 横芝光町競争入札参加資格者名簿の「介護・保育」部門の資格業種「保育業務」に登載されていること。
- (3) 千葉県内に本店又は契約委任している支店若しくは営業所を有すること。
- (4) 公告の日から契約候補者及び次点者選定の日までの間、横芝光町建

設工事請負業者等指名停止措置要領（平成23年横芝光町告示第81号）に基づく指名停止又は横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年横芝光町告示第11号）に基づく入札参加除外を受けた者に該当しないこと。

- （5）電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は本プロポーザルの公告の日前6カ月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者に該当しないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者に該当しないこと。
- （7）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者に該当しないこと。
- （8）役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過している者並びにこれらの統制下にない者であること。
- （9）国税及び地方税（都道府県税、市町村税）を滞納していないこと。
- （10）政治団体（政治資金規正法第3条の規定するもの）又は宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- （11）公告の日前6月以内に横芝光町からの契約解除をされていないこと。
- （12）過去5年間において、地方公共団体における放課後児童健全育成事業（学童保育又は児童クラブ）の業務受託実績を1件以上有していること。

## 6 選定の手順

日程	項目	時間
令和7年12月 8日（月）	公告及び公募の開始	
12月12日（金）	・質問の締切 ・現地確認及び説明会の参加申込期限	午後5時まで

12月17日（水） ～19日（金）	現地確認及び説明会 (日時は後日調整)	午前10時から 午前11時30分まで
12月19日（金）	質問の回答予定日	
12月25日（木）	参加申込書の提出期限	午後5時まで
令和8年 1月 9日（金）	提案書の提出期限	午後5時まで
1月16日（金）	第1次審査（書類審査） 及び結果通知	
1月中旬～下旬	第2次審査 (プレゼンテーション 及びヒアリング)	午後1時30分 から
1月下旬～ 2月上旬	第2次審査結果通知 契約候補者及び次点者 の決定通知	
2月上旬～中旬	契約締結予定	

※各日程は公募の開始時点の予定であり、予告なく変更となる場合がある。

## 7 現地確認及び説明会の参加申込

現地確認及び説明会を希望する場合は、令和7年12月12日（金）午後5時までに健康こども課こども班（電話0479-82-3400）まで連絡すること。

なお、希望者がいない場合は、実施しないものとする。

①集合場所、時間及び駐車場は、次のとおりとする。

ア　日　　時　　令和7年12月17日（水）～19日（金）の間のい  
ずれかの日（町と申込者で調整の上で実施する。）  
午前10時～午前11時30分（予定）

イ　場　　所　　横芝光町健康づくりセンター「プラム」

ウ　集　合　時　刻　午前9時40分

エ　駐　車　場　　横芝光町健康づくりセンター「プラム」駐車場

②現地説明会の出席者は、2名以内とする。

③児童クラブ施設は町内に6施設あり、点在しているため、車での移動を伴う。（「横芝光町児童クラブ運営業務委託仕様書」を参照）

バス等の準備はしないので、各自移動手段を用意すること。

なお、本町は移動中の事故に伴う損害に関して、一切責任を負わない。

④当人は、スリッパ等の屋内用履物を持参すること。

## 8 質問書の提出及び回答

①提出期限 令和7年12月12日（金）午後5時まで

※提出期限を過ぎた質問は、一切受付けないものとする。

②提出方法 「横芝光町児童クラブ運営業務委託プロポーザル質問書（様式第1号）」により、【16問合せ先】までメール又はFAXにより提出し、併せて提出した旨の電話連絡をすること。

③回答方法 令和7年12月19日（金）までに町ホームページに回答を掲載予定。

## 9 参加申込書の提出

①提出期限 令和7年12月25日（木）午後5時まで

②提出場所 〒289-1733

千葉県山武郡横芝光町栗山1076番地

横芝光町健康こども課こども班

（横芝光町健康づくりセンター「プラム」内）

③提出方法 持参又は書留、簡易書留で郵送（提出期限までに配達されたものに限る。）により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着とし、本町は郵送中の事故に伴う損害に関して、一切の責任を負わない。

④提出書類

以下の書類を原本各1部提出すること。

ア 横芝光町児童クラブ運営業務委託プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 法人登記簿謄本（発行後3か月以内のものに限る）

ウ 代表者印鑑登録証明（発行後3か月以内のものに限る）

エ 事業経歴書（経歴・沿革を記載） 任意様式

オ 事業報告書（令和2年度から令和6年度までの地方公共団体における放課後児童健全育成事業（学童保育又は児童クラブ）を含む業務受託実績を1件以上記載） 任意様式

カ 国税及び地方税（都道府県税、市町村税）を滞納していないことを

証するもの（納税証明書等）

## 10 提案書の提出

①提出期限 令和8年1月9日（金）午後5時まで

②提出場所 〒289-1733

千葉県山武郡横芝光町栗山1076番地

横芝光町健康こども課こども班

（横芝光町健康づくりセンター「プラム」内）

③提出方法 持参又は書留、簡易書留で郵送（提出期限までに配達されたものに限る。）により提出すること。ただし、郵送による提出の場合は、提出期限に必着とし、本町は郵送中の事故に伴う損害に関して、一切の責任を負わない。

### ④提出書類

ア 横芝光町児童クラブ運営業務委託プロポーザル提案書

（様式第3号）

イ 会社概要 （様式第4号）

ウ 業務受託実績 （様式第5号）

エ 提案説明書 （様式第6号）

オ 見積書 （様式第7号）

### ⑤注意事項

ア 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

イ ④提出書類のイからエ及びオの内訳には、事業者を特定できる事項は記載しないこと。

ウ 見積書には、特別な配慮が必要と認められる利用児童のための増員（支援の単位1につき1名）を行った場合の金額を含めて記載すること。

### ⑥提出部数

正本1部、副本1部、写し10部

## 11 審査の実施

（1）第1次審査（実施予定日：令和8年1月16日（金））

参加申込書等を提出した者が【5 応募資格】に適合するか、また、提出された書類に記載漏れや不備等がないかを横芝光町児童クラブ運営

業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、参加申込書等を提出した者へ第1次審査結果を通知する。

（2）第2次審査（実施予定日：令和8年1月中旬～下旬）

第1次審査を通過した者（以下「提案者」という。）を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定委員会で審査する。

①提案内容の説明

時間は20分以内とする。ただし、パソコン等の使用を想定して、5分間の準備時間を設ける。

ア 提案書に基づく説明

イ 提出した会社概要及び特にアピールしたい提案等についての説明

※追加資料を用いることは禁止とする。

②質疑応答

時間は20分以内とする。

③出席者

3名以内とし、本業務の担当者は必ず出席すること。

④審査の日時及び順番

審査の日時は、令和8年1月中旬～下旬を予定している。

なお、詳細な日時及び順番は、提案者に対して別途、町から通知する。

⑤説明のためのスクリーン、プロジェクター及び電源は本町で用意し、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要な備品は、出席者が用意すること。

※接続端子はHDMI（タイプA）となるため、対応していないパソコンを使用する場合は、当該端子へ変換するためのアダプタを持参すること。

## 12 第2次審査の方法

（1）選定委員会の各委員が審査基準（別紙のとおり）に基づき、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、各評価項目を得点化したものを評価点とする。第2次審査に出席した委員の評価点を合計したものを総合評価点として算出し、総合評価点が最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者として、次に総合評価点の高い提案者を次点者として選定する。ただし、総合評価点が6割未満であった場合は、当該提案者を契約候補者及び次点者として選定しない。

なお、最高得点者が2者以上ある場合には、評価項目の「児童クラブでの保育内容に関する事項」の得点が最も高い最高得点者を契約候補者として、次に得点が高い最高得点者を次点者として選定する。それでも同点の場合は、見積書の価格が最も低い最高得点者を契約候補者として、次に価格が低い最高得点者を次点者として選定する。それでもなお最高得点者が2者以上ある場合は、くじにより契約候補者及び次点者を選定する。

また、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、総合評価点が6割未満であった場合は契約候補者として選定しない。

## (2) 審査基準

審査に係る評価項目及び委員1人あたりの配点（合計105点満点）は次のとおりとする。

**【客観評価】** (1項目 配点10点)

**【技術提案評価】** (9項目 配点90点)

①児童クラブでの保育に対する基本的な考え方に関する事項

②児童クラブでの保育内容に関する事項

③関係機関との連携体制に関する事項

④苦情対応・サポート体制に関する事項

⑤緊急時等の対応・危機管理に関する事項

⑥職員の採用、雇用に関する事項

⑦職員の配置体制

⑧職員の指導、研修に関する事項

⑨プレゼンテーション及びヒアリングを聞いての総合的な印象

**【価格評価】** (1項目 配点 5点)

## (3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して文書により通知する。

なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

## (4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

②提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないものの

③提案書等提出期限後に見積書の金額に訂正を行ったもの

- ④虚偽により、応募資格を得たもの又はその他選定結果に影響を与える  
ような不誠実行為を行ったもの
- ⑤第2次審査に参加しなかったもの
- ⑥見積書の金額が【3 業務に要する費用（見積（提案）限度額）】を  
超過したもの

### 13 契約

- (1) 契約候補者を選定後に契約候補者と協議し、本実施要領及び提案書等に基づき、仕様書を作成する。町は、予定価格を決定するとともに契約候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号及び横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、契約候補者が契約締結までの間に本実施要領に定める応募資格を有しなくなったとき、又はその他契約の締結が不適当と認められたときは、契約候補者との契約は行わず、次点者と本文に規定する手続きにより、契約手続きを行うものとする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として月ごとに支払うものとし、1月当たりの額は本業務の契約に定めた委託料（年額）に12分の1を乗じた額を基本とする。
- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、横芝光町財務規則第145条第2項に該当する場合は、免除とする。
- (4) 受託者は、契約締結日から令和8年3月31日までの間、業務の引継ぎや保護者説明会等の開設に向けた準備を行うこと。  
なお、開設準備に要する経費は、受託者が負担するものとする。

### 14 その他留意事項

- (1) 本町の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないものとし、契約候補者及び次点者の選定前に提

出書類に係る内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に本町の承諾を得て行うものとする。

- (4) 本町は、提出書類について、契約候補者及び次点者の選定に係る業務以外には無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加申込書を提出した者及び提案者の負担とし、本町は一切負担しない。
- (6) 横芝光町情報公開条例（平成18年横芝光町条例第8号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。  
なお、選定期間中は、開示の対象としない。
- (7) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

## 15 法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守すること。

- ①児童福祉法（昭和22年法律164号）
- ②放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発第0530第1号）
- ③放課後児童クラブ運営指針（雇児発第0331号第34号）
- ④横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横芝光町条例第14号）

## 16 問合せ先

〒289-1733 千葉県山武郡横芝光町栗山1076番地  
横芝光町役場健康こども課こども班（健康づくりセンター「プラム」内）  
電 話 0479-82-3400  
FAX 0479-80-1262  
E-mail kenkoukodomo@town.yokoshibahikari.chiba.jp